

議案第 21 号

丸亀市教育長に対する事務委任等規則の一部改正について

丸亀市教育長に対する事務委任等規則の一部を次のとおり改正したい。

令和 4 年 12 月 26 日提出

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育長に対する事務委任等規則の一部を改正する規則
丸亀市教育長に対する事務委任等規則(平成 17 年教育委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委任) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項の規定により、丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる事項を除き、この権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(19) 略 (20) <u>幼保連携型認定こども園に関する意見聴取に対し意見を申し出ること。</u> (21) 略</p>	<p>(委任) 第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項の規定により、丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる事項を除き、この権限に属する事務を教育長に委任する。 (1)～(19) 略 (20) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。